

**一般財団法人 サンスタ―財団 金田博夫研究助成基金**  
**2023年度 海外留学募集要項**

### 1. 海外留学助成（補助）の趣旨

歯科分野、医科分野、栄養学分野、生化学分野等の若手研究者を対象として、本財団が指定する海外の大学等研究機関または応募者が希望する他の歯科系・医科系研究機関に2年間留学する滞在費及び渡航費を補助することにより、わが国の医療及び国民の保健の向上に資することを目的とします。

助成する研究領域として、糖尿病をはじめとする糖尿病合併症や糖尿病との関連が疑われる疾患等に対し、予防、運動、食事を含む歯科分野、医科分野の基礎研究ならびに臨床への応用研究を支援します。ただし、歯周病を代表とする歯科疾患との関連を主題とする場合は、糖尿病に限らず対象を他の全身疾患に広げた申請も考慮します。

### 2. 募集人員

本年度の募集は、2名(原則 歯科系1名 医科系1名)とします。ただし、応募者の評価結果により変更する場合があります。

### 3. 本年度の指定留学先

1) ハーバード大学医学部附属ジョスリン糖尿病センター (米国マサチューセッツ州ボストン市)  
本センターに留学を希望される方は、希望する Principal Investigator(PD)を第3希望まで申請書書式2の所定の欄にご記入下さい。

ジョスリン糖尿病センターは、本財団と研究活動で協力関係にあり、受入承諾書は必要ありませんが、受入承諾書の入手が可能な方は添付してもかまいません。なお、同センターでの研究内容は、本助成基金受給決定後、同センターと受給者間での相談の上、決定されます。

2) 他の歯科系・医学系研究機関

応募者自身の責任で、希望する研究施設のPIの受入承諾書を獲得し、添付してください。

### 4. 応募資格

下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者。

- (1) 2023年4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者(2018年4月2日以降に学位を取得した者。申請時において学位取得見込みの者も対象とする。)\*。ただし、2023年度については、募集要項改定に伴う移行期間として、満39歳以下の者であれば学位取得5年以上であっても対象とする。
- (2) 原則として2024年4月1日～同年9月30日の間に出発し、留学を開始できる者。
- (3) 留学先で研究内容について討議ができる程度の英語力を有する者。
- (4) 本助成の趣旨を達成するための十分な知識と業績を有する者。
- (5) 他の同趣旨の奨学資金等を重複して受給しない者(申請時における重複申請は可とする)。
- (6) (下記の推薦者要件)を満たしている者から、推薦を受けられる者。
- (7) 過去の応募者の再応募も可とする(ただし、過去に本助成を受けた者は除く)。

\*傷病・育児・出産その他の事由により考慮が必要な場合は、選考委員の判断で配慮する。

### 5. 推薦者

同一の大学・研究機関からの複数の推薦を可とする。

- (1) 大学 大学院（学部）：研究科長（または学部長）  
研究所：研究所長
- (2) 大学以外の研究機関：研究機関の代表責任者
- (3) 本財団の理事
- (4) その他

## 6. 助成方法

留学期間を最長2年間とし、渡航費及び滞在費を支給する。

助成金額 渡航費 100万円 帰国費 10,000ドル  
滞在費として 100,000ドル（6か月毎に4回に分けて支給いたします）

## 7. 応募方法及び応募期間

応募は書留郵便で提出必要書類が到着した段階で完了します。

\*応募に当たっては、必ず「一般財団法人サンスター財団 金田博夫研究助成基金2023年度 申請書作成要領」を熟読してください。

URL: <https://www.sunstar-foundation.org/grants/how-to-apply>

- (1) 提出必要書類（書式1～3は所定用紙）
  - ①推薦状（書式1）
  - ②申請書（書式2）
  - ③申請者調書（書式3）
  - ④論文：学会誌等に掲載された主要な論文1編から最大3編まで提出可能です（共著含む）。
  - ⑤受入承諾書（該当者のみ）
- (2) 応募期間  
2023年4月1日～同年7月15日（当日消印有効）

## 8. 選考方法

選考作業は選考委員会が書類選考及び面接選考により行います。

## 9. 採否の通知

2023年12月下旬までに応募者と推薦者宛に文書で通知するとともに、本財団ホームページにて公開します。

## 10. 留学助成金受給者の義務・遵守事項

- (1) 受給者は、渡航に先立ち贈呈式に出席し本財団創設者と面談していただきます。
- (2) 留学期間中は、研究指導者の下で研究に専念していただきます。
- (3) 留学期間中は、原則として他の同趣旨の奨学資金等を重複して受給してはいけません。
- (4) 受給者は、留学開始から1年後に研究経過報告書を、留学期間終了後1か月以内に最終報告書を、研究指導者を經由して書面をもって本財団理事長に報告していただきます。
- (5) 受給者は、留学期間終了後、本財団理事会等にて帰国報告をするとともに、本財団創設者と面談していただきます。
- (6) 受給者が留学期間中の研究成果を発表する場合は、本財団から助成金の交付を受けて行っ

たものであることを明記し、その写しを添付して本財団理事長に報告してください。

- (7) 本財団は、同条4項の研究成果報告書の全部又は一部につき、刊行物その他適宜の方法をもって発表することができます。
- (8) 受給者が留学に関し重要な変更をしようとするとき、又は留学を中止しようとするときは、その旨を本財団理事長に報告し、その承認を得てください。

### 1 1. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部の支給を停止または返還を要請いたします。

- (1) 受給者から助成金の交付による研究助成を中止したい旨の申し出のあった場合。
- (2) 留学先で在籍する機関から除籍された場合。
- (3) 傷病その他の事由により所定期間において目標の達成が困難と本財団が判断した場合。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) その他受給者としてふさわしくない行為があった場合。
- (6) 応募資格を失った場合。
- (7) 「一般財団法人サンスター財団 金田博夫研究助成基金 遵守事項及び諸手続きの手引き」に記載されている条件に違反し、本財団の指示に従わなかった場合。

### 1 2. その他

受給者は申請書記載の研究内容等が本財団ホームページ、刊行物その他適宜の方法をもって掲載されるほか、氏名、所属機関、研究課題名等が公表されます。  
応募者の個人情報本財団の助成事業を遂行する範囲のみで利用します。また、提出された申請書は採択・不採択にかかわらず返却いたしません。

### 1 3. 受給終了後の調査等への協力

本助成事業の充実等を図るため、受給終了後の現況調査等の協力をお願いいたします。

### 1 4. 提出先及び問い合わせ先

一般財団法人 サンスター財団 事務局  
〒569-1133 大阪府高槻市川西町1丁目35番10号  
Tel : 072-682-7298 (直通 080-9593-4628)  
Fax : 076-681-0359  
E-mail : sunstar-zaidan-josei@sunstar.com  
URL : <https://www.sunstar-foundation.org/grants>

### 改定履歴

- 1) 平成 25 年 (2013 年) 1 月改定
- 2) 平成 26 年 (2014 年) 3 月改定
- 3) 平成 27 年 (2015 年) 3 月改定
- 4) 令和 2 年 (2020 年) 1 月改定
- 5) 令和 4 年 (2022 年) 1 月改定
- 6) 令和 5 年 (2023 年) 1 月改定